

## 仕 様 書

### 1. 契約の目的

受注者は、発注者の使用する複写機の機能保全のために、定期及び臨時に受注者の担当社員及び技術員を派遣し、常に正常な状態で機能が作動するよう保守及び調整、消耗品の交換を行うものとする。

### 2. 対象となる機器及び設置場所

本契約の対象機器及び設置場所は次のとおりとする。

| 機 器                 | 機 種 | 設 置 場 所                        |
|---------------------|-----|--------------------------------|
| A p e o s C 6 5 7 0 | カラー | 岩手南部森林管理署遠野支署<br>( 2 階事務室 1 台) |

### 3. 保守の実施

- ( 1 ) 受注者は、複写機の点検及び調整等を、毎月 1 回以上実施しなければならない。  
また、併せてカウンターの数値確認作業を実施しなければならない。なお、3 月におけるカウンターの数値確認作業は 3 月 3 1 日に実施することとする。
- ( 2 ) 受注者は、複写機が故障した場合は、発注者の請求によりただちに技術員を派遣して修理に着手し、発注者の業務に支障のないよう速やかに正常な状態に回復させなければならない。
- ( 3 ) 複写機の保守調整等に必要とされる部品（用紙及びステープラー針は除く）の費用は、すべて保守料金に含むものとする。
- ( 4 ) 複写機の保守、調整等に要する経費は、次の場合を除き、受注者の負担とする。
  - 1) 発注者の故意又は取扱上の重大な過失による場合。
  - 2) 受注者又は受注者の指定した者以外による改造修理及び分解を行った場合。
  - 3) 天災・地変その他これに類する災害による場合。

### 4. 請求代金の計算方法

受注者は、当該月の総複写枚数に単価を乗じた金額から、不良コピー、テストコピー一分としてモノクロ 1 パーセント、カラー 1 パーセントを控除した金額に、消費税額を上乗せし、発注者の定めた手続きにより請求するものとする。

なお、3 月期についてはカウンターの数値確認作業後速やかに請求するものとする。

### 5. 設置場所の変更

発注者は、設置場所を変更する場合は、あらかじめ受注者に通知するものとする。